平成 22 年度上越市安塚ケーブルテレビ放送番組審議会

平成 23 年 3 月 11 日　14：00～
安塚区総合事務所　3 階　301 会議室

1　開　　会

○　委嘱状の交付

2　あいさつ

3　議　　題

1）会長、副会長の選任について

2）平成 22 年度番組放送内容について

3）平成 23 年度番組編成方針について

4）自主放送番組のデジタル放送開始及び基本計画の変更について

4　その他

1）上越市ケーブルテレビ事業見直し方針案について

2）ＢＳ放送の再編について

5　閉　　会

【添付資料】

○資料１　上越市安塚ケーブルテレビ放送番組審議会委員名簿
○資料２　上越市ケーブルテレビ施設条例
○資料３　上越市ケーブルテレビ放送番組審議会規則
○資料４　有線テレビジョン放送法（抜粋）
○資料５　上越市有線テレビジョン放送番組基準
○資料６　三和区・安塚区・吉川区　ケーブルテレビ加入状況（一般世帯）
○資料７　平成 22 年度安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧
○資料８　平成 23 年度安塚チャンネル番組編成方針について（案）
○資料９　新文字放送システム放送画面例
○資料 10　上越市安塚ケーブルテレビ放送番組の編集に関する基本計画
○資料 11　上越市安塚ケーブルテレビ放送番組の編集に関する基本計画（変更案）
○資料 12　やすづかチャンネルデジタル放送開始チラシ
○資料 13　地上デジタル完全移行に伴う安塚ケーブルテレビ番組再編一覧
○資料 14　市直営ケーブルテレビ施設について
○資料 15　市直営ケーブルテレビ施設について（別冊）
○資料 16　ＮＨＫのＢＳ再編について

資料１

上越市安塚ケーブルテレビ放送番組審議会委員名簿

会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員

特定非営利活動法人ＮＰＯ雪のふるさと安塚	内山見與子
えちご上越農業協同組合安塚支店	小山真太郎
安塚商工会	大島　和男
安塚観光協会	佐藤　吉雄
財団法人雪だるま財団	竹内　美和
安塚区町内会長協議会	中島　勝義
上越ケーブルビジョン株式会社	植木　　悦

審議会事務局

安塚区総合事務所　総務・地域振興グループ

資料２

○上越市ケーブルテレビ施設条例

平成16年12月21日
条例第33号

（設置）

第1条　地域に密着した情報を提供し、もって地域社会のコミュニティの構築を図るため、ケーブルテレビ施設を設置する。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ケーブルテレビ施設　ケーブルテレビジョン放送等を行うための電気通信設備及びスタジオをいう。

(2)　告知放送　定時及び緊急時に音声で行政情報を送信する放送をいう。

(3)　告知端末装置　告知放送の送受信、IP電話(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話をいう。以下同じ。)による通話、ファクシミリの送受信及びインターネットへの接続の機能を一体化した端末機をいう。

(4)　加入者　第6条の規定により承認を得た者をいう。

(5)　加入者宅　加入者が第4条に規定する情報サービスを利用する建物等をいう。

(6)　保安器　加入者宅に設置する設備で宅内配線及びそれに接続される機器を保護するものをいう。

(7)　引込線　保安器からこれに最も近接するタップオフ(伝送路(ケーブルテレビジョン放送等の送信の場所と受信の場所との間を接続する回線をいう。)から加入者宅へ分岐するための機器をいう。)までの配線をいう。

(8)　引込工事　引込線の配線工事及び接続工事をいう。

(9)　宅内工事　保安器から既設のアンテナ線及び告知端末装置までの配線工事及び接続工事をいう。

(10)　宅内設備　ケーブルテレビ施設の設備のうち、保安器の出力端子以後の宅内配線及びそれに接続される設備をいう。

（名称及び提供区域）

第3条　ケーブルテレビ施設の名称及び次条に規定する情報サービスの提供区域は、次のとおりとする。

名称	提供区域
安塚ケーブルテレビ施設	安塚区
吉川ケーブルテレビ施設	吉川区
三和ケーブルテレビ施設	三和区

（情報サービス）

第4条　ケーブルテレビ施設は、次に掲げる情報サービスを提供する。

(1)　官公署、公共的団体等に関する情報の提供

(2)　生産、流通、消費その他の経済活動に関する情報の提供

(3)　保健、福祉、教育、文化等に関する情報の提供

(4)　コミュニティづくりに関する情報の提供

(5)　テレビジョン放送及びラジオ放送の再送信

(6)　その他市長が必要と認める情報サービス

（情報サービスの分類）

第5条　前条に規定する情報サービス(以下「情報サービス」という。)の分類は、次のとおりとする。

区分	内容
基本サービス	第15条第1項各号に掲げる番組の提供
告知端末サービス	告知端末装置による告知放送の提供並びにIP電話による通話及びファクシミリの送受信のサービス
インターネット接続サービス	告知端末装置によるインターネットへの接続のサービス

（利用の承認）

第6条　情報サービスを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。利用する情報サービスの内容を変更しようとするときも、同様とする。

（工事費等）

第7条　加入者は、次に掲げる工事に要する費用を負担しなければならない。

(1)　引込工事

(2)　宅内工事

2　前項各号に掲げる工事の設計及び施工は、市長が指定する工事業者が行うものとする。

3　加入者は、加入者宅が加入者本人以外の者の所有であるときは、第1項各号に掲げる工事の着手前に当該加入者宅の所有者の同意を得なければならない。

（加入料金）

第8条　加入者は、利用する情報サービスの内容に応じ、別表第1に定める加入料金を納付しなければならない。

2　第6条後段の規定により利用する情報サービスの内容について変更の承認を得た加入者は、変更後の情報サービスの利用の内容に応じ、別表第1に定める加入料金を納付しなければならない。

3　加入料金は、第6条後段の規定により利用する情報サービスの内容を変更し、第13条の規定により第6条の承認を取り消され、若しくは情報サービスの提供を停止され、又は第14条の規定により

情報サービスの利用を休止し、若しくは解除する場合であっても、返金しないものとする。

(利用料金等)

第9条　加入者は、情報サービスを利用することが可能となった日の属する月の翌月から第6条後段の規定により利用する情報サービスの内容を変更し、当該変更後の情報サービスを利用することが可能となり、第13条の規定により第6条の承認を取り消され、若しくは情報サービスの提供を停止され、又は第14条の規定により情報サービスの利用を休止し、若しくは解除する日の属する月(以下「解除等を行う月」という。)までの間、利用する情報サービスの内容に応じ、別表第2に定める利用料金(以下「利用料金」という。)を毎月納付しなければならない。ただし、情報サービスを利用することが可能となった日の属する月の途中で第13条の規定により第6条の承認を取り消され、若しくは情報サービスの提供を停止され、又は第14条の規定により情報サービスの利用を休止し、若しくは解除する場合は、当該月分の利用料金を納付しなければならない。

2　加入者は、第6条後段の規定により利用する情報サービスの内容について変更の承認を得たときは、変更後の情報サービスを利用することが可能となった日の属する月の翌月から解除等を行う月までの間、変更後の情報サービスの利用の内容に応じ、利用料金を毎月納付しなければならない。

3　日本放送協会の放送の受信料(衛星放送の受信料を含む。)及び有料チャンネルの料金は、加入者の負担とする。

(告知端末装置の設置費用等)

第10条　加入者は、告知端末装置の設置に要する費用を負担しなければならない。

2　告知端末装置は、市に帰属するものとする。

(設備の管理区分)

第11条　宅内設備は、加入者が管理するものとする。

2　宅内設備以外のケーブルテレビ施設の設備及び告知端末装置は、市が管理するものとする。

(設備の移転又は変更の承認)

第12条　加入者は、宅内設備を移転し、又は変更する必要が生じたときは、市長の承認を得なければならない。

2　加入者は、前項の規定による移転又は変更に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し又は情報サービスの提供の停止)

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の承認を取り消し、又は加入者に対する情報サービスの提供を停止することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　第11条第2項に規定する設備等を故意に破損したとき。

(3)　情報サービスの提供に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

(4)　その他公益の確保のため市長が特に必要と認めるとき。

(情報サービスの利用の休止又は解除)

第14条　加入者は、長期にわたる不在等の理由により情報サービスの利用を休止し、又は解除しようとするときは、市長に届け出るものとする。

2　前項の規定による休止の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3　加入者は、第1項の規定による休止又は解除に伴う工事に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(番組の放送)

第15条　ケーブルテレビ施設は、次に掲げる番組を放送する。

(1)　自主制作番組

(2)　テレビジョン放送の再送信番組

(3)　ラジオ放送の再送信番組

2　前項第1号に掲げる番組の内容及び放送時間は、市長が別に定める。

3　第1項第2号及び第3号に掲げる番組は、当該番組の供給者が定める内容及び放送時間により放送する。

(放送の承認等)

第16条　ケーブルテレビ施設を利用して前条第1項各号に掲げる番組の放送以外の放送(広告及び宣伝を含む。以下この条において同じ。)をしようとする者は、市長の承認を得なければならない。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

(1)　放送の内容が法令又は市長が定める番組基準(放送法(昭和25年法律第132号)第3条の3第1項に規定する番組基準をいう。)に反すると認められるとき。

(2)　情報サービスの提供に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

3　第1項の規定により放送の承認を得た者は、使用料として放送1回当たり15秒につき1,000円を納付しなければならない。

(施設の保全)

第17条　加入者は、ケーブルテレビ施設の設備及び利用する情報サービスに異常を発見したときは、直ちにその状況を市長に届け出なければならない。

2　市長は、前項の規定による届出があったとき又はケーブルテレビ施設の設備に障害等が発生したときは、速やかにその状況を調査し、必要な措置を講じなければならない。

3　ケーブルテレビ施設の設備の補修等に要する費用は、第11条に規定する設備の管理区分に応じ、当該設備を管理する者が負担するものとする。

(免責)

第18条　市長は、天災その他の本市の責めに帰すことのできない事由により情報サービスを提供で

きない場合並びにやむを得ない事由により番組の内容及び放送時間を変更する場合であっても、これらにより生じた損害を賠償しない。

(損害賠償)

第19条　故意又は過失によりケーブルテレビ施設等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(過料)

第20条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1)　この条例に規定する手続を経ないで引込工事又は宅内工事を依頼し、又は施工した者

(2)　宅内設備に悪意をもって不正器具を使用した者

(3)　その他この条例に違反した者

2　市長は、詐欺その他不正の行為により第7条第1項、第10条第1項、第12条第2項、第14条第3項若しくは第17条第3項に規定する費用、第8条第1項若しくは第2項に規定する加入料金、第9条第1項若しくは第2項に規定する利用料金又は第16条第3項に規定する使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(適用区分)

2　安塚ケーブルテレビ施設の加入者に係る第9条第1項及び第2項の規定は、平成17年3月1日から適用する。

附　則(平成17年条例第43号)

(施行期日)

1　この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同年7月1日から施行する。

(適用区分)

2　吉川ケーブルテレビ施設の加入者に係る第9条第1項及び第2項の規定は、平成18年1月1日から適用する。

(手続等の特例)

3　吉川ケーブルテレビ施設の情報サービスの利用に係る手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4　第7条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず、平成17年7月1日から同年8月31日までの間に

前項の規定により利用の承認を得た者が、当該承認に係る引込工事及び宅内工事(保安器から告知端末装置までの配線工事及び接続工事に限る。)並びに告知端末装置の設置に要する費用として負担する額は、2万5,000円とする。

附　則(平成19年条例第120号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

加入料金

区分		金額
基本サービスの利用	宅内工事により保安器の放送用端子とテレビを接続する場合	20,000円
告知端末サービスの利用	宅内工事により保安器の通信用端子と告知端末装置を接続する場合	5,000円
インターネット接続サービスの利用	告知端末装置とパソコンを接続し、インターネット接続サービスを利用する場合	5,000円
	既に基本サービスを利用している場合又は基本サービスと同時にインターネット接続サービスを利用する場合	無料

別表第2(第9条関係)

利用料金

区分			金額(1月につき)
基本サービスの利用			1,700円
告知端末サービスの利用			告知端末装置1台当たり300円
インターネット接続サービスの利用	基本サービスを利用する場合	通信速度　30Mbps	4,000円
		通信速度　10Mbps	3,000円
		通信速度　1.5Mbps	1,500円
	基本サービスを利用しない場合	通信速度　30Mbps	5,000円
		通信速度　10Mbps	4,000円
		通信速度　1.5Mbps	2,500円

資料３

○上越市ケーブルテレビ放送番組審議会規則

平成16年12月28日
規則第179号

（趣旨）

第1条　この規則は、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第17条において準用する放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第3条の4第1項の規定により置く放送番組審議機関（以下「審議会」という。）に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　次に掲げる審議会を置く。

(1)　上越市安塚ケーブルテレビ放送番組審議会
(2)　上越市大潟ケーブルテレビ放送番組審議会
(3)　上越市三和ケーブルテレビ放送番組審議会
(4)　上越市吉川ケーブルテレビ放送番組審議会

（委員の任期）

第3条　審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条　第2条各号に掲げる審議会ごとにそれぞれ会長及び副会長1人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会議には、関係職員が出席するものとする。

（関係者の出席等）

第6条　審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条　審議会の庶務は、上越市安塚ケーブルテレビ放送番組審議会にあっては安塚区総合事務所、上越市大潟ケーブルテレビ放送番組審議会にあっては大潟区総合事務所、上越市三和ケーブルテレビ放送番組審議会にあっては三和区総合事務所、上越市吉川ケーブルテレビ放送番組審議会にあっては吉川区総合事務所において処理する。

（その他）

第8条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附　則（平成17年規則第113号）

この規則は、平成17年11月28日から施行する。

資料４

○有線テレビジョン放送法（抜粋）

（放送法の準用）

第十七条

放送法第三条、第三条の二第一項及び第四項、第三条の三から第四条まで、第五十一条並びに第五十二条の規定は、有線テレビジョン放送（放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。）について準用する。この場合において、同法第三条の五中「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする有線テレビジョン放送」と、同法第五十一条第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同条第三項中「の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）」とあり、及び「の放送区域等」とあるのは「の業務区域」と読み替えるものとする。

○放送法（抜粋）

（放送番組審議機関）

第三条の四

放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

２　審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

３　**放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。**

４　放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

５　放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一　前項の規定により講じた措置の内容

二　第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三　放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

６　放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一　審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二　第四項の規定により講じた措置の内容

（訂正放送等）
第四条
　放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。
２　放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
３　前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

※　放送法等の一部を改正する法律が平成 22 年 12 月 3 日に公布され、公布の日から起算して 9 カ月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。放送法等の一部を改正する法律の施行後は有線テレビジョン放送法は放送法に統合され、有線テレビジョン放送法は廃止となります。

資料５

上越市有線テレビジョン放送番組基準

（趣旨）

第１条　この基準は、本市が行う有線テレビジョン放送について、有線テレビジョン放送法（昭和４７年法律第１１４）第１７条において準用する放送法（昭和２５年法律第１３２号）第３条の３第１項に規定する番組基準（以下「番組基準」という。）を定めるものとする。

（放送の基本理念）

第２条　本市は、有線テレビジョン放送において、公共の福祉の増進、文化の向上並びに産業及び経済の振興を図り、もって平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に基づき基本的人権及び世論を尊ぶとともに、言論及び表現の自由の確保その他法と秩序を尊重し、地域社会の信頼に応える放送を行うものとする。

（根本基準）

第３条　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たっては、次に掲げる事項を重視し、番組相互の調和及び放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性その他有線テレビジョン放送の特性を十分に発揮し、放送内容の充実に努めるものとする。

⑴　的確な地域情報の提供

⑵　正確かつ迅速な情報の提供

⑶　健全な娯楽の提供

⑷　教育及び教養の向上

⑸　児童及び青少年に与える影響への配慮

（個別基準）

第４条　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たって、人権、人格及び名誉に関する事項については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　人命を軽視するような取扱いをしない。

⑵　人権的な偏見及び人格的な偏見を持たせるような取扱いをしない。

⑶　個人及び団体の名誉を傷つけ、又は信用を損なうような取扱いをしない。

⑷　職業を差別するような取扱いをしない。

２　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たって、民族、宗教及び国際関係に関する事項については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　民族的な偏見を持たせるような取扱いをしない。

⑵　宗教に関する事項は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

⑶　国際親善を妨げるような取扱いをしない。

3　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たって、政治及び経済に関する事項については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　政治上の諸問題は、公正に取り扱う。

⑵　経済上の諸問題で市民生活に重要な影響を与えるおそれのあるものは、特に慎重を期して取り扱う。

⑶　公共の問題で意見が対立しているものは、できるだけ多くの視点から、かつ、論点を明らかにして公正に取り扱う。

⑷　現在係争中の裁判に係る事案は、的確な判断を妨げるような取扱いをしない。

4　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たって、家庭及び社会に関する事項については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。

⑵　公序良俗に反するような取扱いをしない。

⑶　いかなる場合であっても暴力行為を是認するような取扱いをしない。

5　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たって、犯罪に関する事項については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　法令を尊重するとともに、犯人を魅力的に表現し、及び犯罪行為を是認するような取扱いをしない。

⑵　犯罪の手段、経過等について必要以上に詳細な描写をしない。

6　本市は、有線テレビジョン放送を行うに当たって、性に関する事項については、次に定めるところにより取り扱うものとする。

⑴　視聴者に困惑及び嫌悪の念を抱かせないように注意して取り扱う。

⑵　性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上及び教育上必要な場合以外は取り扱わない。

⑶　芸術作品であっても、極度に官能的刺激を与えないように注意して取り扱う。

⑷　性的犯罪、変態性欲、性的倒錯等については特に注意して取り扱う。

⑸　全裸による表現は、原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品及び卑わいの感を与えないよう特に注意して取り扱う。

⑹　出演者の言動、動作、姿勢、衣装、色彩、位置等により、卑わいの感を与えないように特に注意して取り扱う。

7　本市は、有線テレビジョン放送における表現は、次に定めるところにより行うものとする。

⑴　分かりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。

⑵　下品な言葉使いはできるだけ避け、卑わいな言葉や動作による表現はしない。

⑶　恐怖、不安及び不快の念を抱かせるような表現はしない。

⑷　放送の内容及び表現は、視聴者の生活時間との関係を十分に考慮する。

８　本市が行う有線テレビジョン放送における広告及び宣伝は、次に定めるところに行うものとする。

⑴　放送時間を考慮し、不快の感を与えないように注意する。

⑵　分かりやすく、かつ、適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

附　則

この基準は、平成１７年３月２３日から実施する。

三和区・安塚区・吉川区　ケーブルテレビ加入状況（一般世帯）

資料　6

○基本サービス　＊世帯数は住民基本台帳による

地区	区分	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末			平成21年度末			平成23年1月末			備考
		全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	
三和区		1,650	1,429	86.61	1,677	1,481	88.31	1,724	1,498	86.89	1,759	1,519	86.36	1,772	1,524	86.00	1,784	1,528	85.65	1,788	1,527	85.40	1,787	1,528	85.51	加入世帯数：一般世帯のみ
安塚区					1,214	1,171	96.46	1,190	1,152	96.81	1,181	1,144	96.87	1,168	1,126	96.40	1,136	1,097	96.57	1,116	1,084	97.13	1,093	1,059	96.89	加入世帯数：一般世帯のみ
吉川区								1,546	1,390	89.91	1,511	1,401	92.72	1,540	1,383	89.81	1,544	1,384	89.64	1,546	1,366	88.36	1,545	1,351	87.44	加入世帯数：一般世帯のみ
計		1,650	1,429	86.61	2,891	2,652	91.73	4,460	4,040	90.58	4,451	4,064	91.31	4,480	4,033	90.02	4,464	4,009	89.81	4,450	3,977	89.37	4,425	3,938	88.99	
大潟区		3,079	624	20.27	3,109	657	21.13	3,133	705	22.50	2,996	754	25.17	2,996	819	27.34	3,018	861	28.53	3,050	889	29.15	3,056	884	28.93	世帯数H18から修正（病院、特養、企業寮等を除く）

○告知端末サービス

地区	区分	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末			平成21年度末			平成23年1月末			備考
		全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	
三和区		1,650	1,479	89.64	1,677	1,522	90.76	1,724	1,520	88.17	1,759	1,531	87.04	1,772	1,526	86.12	1,784	1,519	85.15	1,788	1,512	84.56	1,787	1,504	84.16	加入世帯数：一般世帯のみ
安塚区					1,214	1,189	97.94	1,190	1,165	97.90	1,181	1,149	97.29	1,168	1,131	96.83	1,136	1,102	97.01	1,116	1,082	96.95	1,093	1,056	96.61	加入世帯数：一般世帯のみ
吉川区								1,546	1,500	97.02	1,511	1,493	98.81	1,540	1,474	95.71	1,544	1,425	92.29	1,546	1,400	90.56	1,545	1,380	89.32	加入世帯数：一般世帯のみ
計		1,650	1,479	89.64	2,891	2,711	93.77	4,460	4,185	93.83	4,451	4,173	93.75	4,480	4,131	92.21	4,464	4,046	90.64	4,450	3,994	89.75	4,425	3,940	89.04	

○インターネット接続サービス

地区	区分	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末			平成20年度末			平成21年度末			平成23年1月末			備考
		全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	全世帯数（戸）	加入世帯数（件）	加入割合（%）	
三和区	1.5M			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!	1,772	1	0.06	1,784	4	0.22	1,788	9	0.50	1,787	12	0.67	加入世帯数：一般世帯のみ
	10M	1,650	564	34.18	1,677	596	35.54	1,724	626	36.31	1,759	666	37.86	1,772	658	37.13	1,784	670	37.56	1,788	690	38.59	1,787	715	40.01	加入世帯数：一般世帯のみ
	30M													1,772	29	1.64	1,784	33	1.85	1,788	33	1.85	1,787	35	1.96	加入世帯数：一般世帯のみ
安塚区	1.5M				1,214	71	5.85	1,190	88	7.39	1,181	101	8.55	1,168	113	9.67	1,136	123	10.83	1,116	124	11.11	1,093	135	12.35	加入世帯数：一般世帯のみ
	10M				1,214	183	15.07	1,190	171	14.37	1,181	162	13.72	1,168	153	13.10	1,136	147	12.94	1,116	145	12.99	1,093	148	13.54	加入世帯数：一般世帯のみ
	30M													1,168	11	0.94	1,136	14	1.23	1,116	18	1.61	1,093	19	1.74	加入世帯数：一般世帯のみ
吉川区	1.5M							1,546	377	24.39	1,511	246	16.28	1,540	267	17.34	1,544	294	19.04	1,546	305	19.73	1,545	305	19.74	加入世帯数：一般世帯のみ
	10M							1,546	215	13.91	1,511	389	25.74	1,540	382	24.81	1,544	387	25.06	1,546	409	26.46	1,545	403	26.08	加入世帯数：一般世帯のみ
	30M													1,540	29	1.88	1,544	34	2.20	1,546	41	2.65	1,545	46	2.98	加入世帯数：一般世帯のみ
計		1,650	564	34.18	2,891	850	29.40	4,460	1,477	33.12	4,451	1,564	35.14	4,480	1,643	36.67	4,464	1,706	38.22	4,450	1,774	39.87	4,425	1,818	41.08	
大潟区	ALL	3,079	139	4.51	3,109	147	4.73	3,133	166	5.30	2,996	187	6.24	2,996	249	8.31	3,018	293	9.71	3,050	351	11.51	3,056	362	11.85	区分内訳不明

資料７

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年４月分】

放送日	放送内容	その他
４月２日（金）～ ４月８日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校第 14 回卒業証書授与式 ◎投稿ビデオ　大杉の里坊金雪わりそばまつり	
４月９日（金）～ ４月１５日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園卒園式 ◎投稿ビデオ　新エネルギーセミナー	
４月１６日（金）～ ４月２２日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園入園式 ・安塚小学校入学式	
４月２３日（金）～ ４月２９日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚中学校入学式 ・安塚保育園消防訓練	
４月３０日（金）～ ５月６日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・やすづか学園菱里地域支援委員会総会 ◎投稿ビデオ　少年野球チーム安塚レッドファイターズ練習の様子	
４月１０日（土）～ ４月２５日（日）	ケーブルテレビの輪　４月号 ・三和区　お話あったてんがの（３話）	【交換番組】 期間中毎週土日 1 日 3 回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年５月分】

放送日	放送内容	その他
５月７日（金）～ ５月１３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚地域づくり研修会 ◎投稿ビデオ　ジュニアサーキット第３戦	
５月１４日（金）～ ５月２０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・リバーサイド観桜会 ・上沼道一部開通記念祝賀会	
５月２１日（金）～ ５月２７日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚春祭り ・みどりのほその春の祭典	
５月２８日（金）～ ６月３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園子どもの集い ・安塚小学校６年生と横浜市小田小学校６年生の交流会	
５月１日（土）～ ５月３０日（日）	ケーブルテレビの輪　５月号 ・大潟区　区内の出来事（１２月後半） ・吉川区　百羽以上の白鳥が飛来！ ・三和区　お話あったてんがの（３話）	【交換番組】 期間中毎週土日 1日3回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年６月分】

放送日	放送内容	その他
６月４日（金）～ ６月１０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・風間祭 ・安塚小学校５年生田植え ・上越市男女共同参画フェスタのお知らせ	
６月１１日（金）～ ６月１７日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校大運動会 ・安塚中学校フラワーロード花植え	
６月１８日（金）～ ６月２４日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・やすづか学園田植え ・菱ヶ岳山開き	
６月２５日（金）～ ７月１日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・さつき展 ・やすづかスポーツ大会２０１０	
６月５日（土）～ ６月２７日（日）	ケーブルテレビの輪　６月号 ・大潟区　給食レシピ「豆腐の中華煮」 ・三和区　お話あったてんがの（１話）	【交換番組】 期間中毎週土日 １日３回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年７月分】

放送日	放送内容	その他
７月２日（金）～ ７月８日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・坊金安藤さん保育園にピザをプレゼント ・第３６回安塚区シニアスポーツ大会	
７月９日（金）～ ７月１５日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校ほのぼの交流会 ・安塚保育園祖父母会	
７月１６日（金）～ ７月２２日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚若菱よさこい講習会 ・めずらしいキュウリ ◎投稿ビデオ　安塚ファイターズ練習風景、県大会	
７月２３日（金）～ ７月２９日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＪＡえちご上越安塚支店組合員ふれあいのつどい ・信越トレイル本線整備作業	
７月３０日（金）～ ８月５日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校安全安心パトロール隊打合せ会 ・安塚自治会河川公園草刈り	
７月３日（土）～ ８月１日（日）	ケーブルテレビの輪　７月号 ・大潟区　給食レシピ「春野菜の味噌マヨあえ」 ・吉川区　石割作業を見せていただきました ・三和区　お話しあったてんがの「十万滝」	【交換番組】 期間中毎週土日 1日3回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年８月分】

放送日	放送内容	その他
８月６日（金）～ ８月１２日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・行野自治会　横尾義智氏を偲ぶ会との交流会 ・雪だるま高原わくわく動物園、ふれあい昆虫館	
８月１３日（金）～ ８月１９日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・第１１回安塚歩行天まつり	
８月２０日（金）～ ８月２６日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・雪だるま物産館　雪だるま特産市 ◎投稿ビデオ　やすづか学園菱里地域支援委員会の学園周辺草刈りと焼き肉大会	
８月２７日（金）～ ９月２日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・２０１０サマーボランティアキャンプ ・リバーサイドロードのさるすべり	
８月５日（土）～ ８月２９日（日）	ケーブルテレビの輪　８月号 ・大潟区　区内の出来事（５月後半） ・吉川区　道之下にめずらしい木がありました ・三和区　お話しあったてんがの「白い雀」	【交換番組】 期間中毎週土日 1日3回放送
８月１４日（土）～ ８月２０日（金）	特別番組　「敬老会」	期間中毎日 1日3回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～
１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年９月分】

放送日	放送内容	その他
９月３日（金）～ ９月９日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第１部会応急手当講習会 ・安塚保育園　こどもなつまつり	
９月１０日（金）～ ９月１６日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚中学校２年生職場体験 ◎投稿ビデオ　尾瀬へ出かけた様子	
９月１７日（金）～ ９月２３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園　お化け大会 ・安塚小学校　自由研究、科学研究発表会 ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第１部会ちょっと役立つ講座のお知らせ	
９月２４日（金）～ ９月３０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚中学校　体育祭 ・安塚小学校５年生稲刈り	
９月４日（土）～ ９月２６日（日）	ケーブルテレビの輪　９月号 ・大潟区　江戸時代の稲作体験、大潟カッパ祭り給食レシピ「ビビンバ」 ・吉川区　吉川小４年生　吉川の源流を探検 ・三和区　お話しあったてんがの「じさとばさの温けえ心」	【交換番組】 期間中毎週土日 1日3回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年１０月分】

放送日	放送内容	その他
１０月１日（金）～ １０月７日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚区内の稲刈り ◎投稿ビデオ　坊金・地域の寄り合い所完成祝賀会	
１０月８日（金）～ １０月１４日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第１部会消費生活啓発講座 ・安塚小学校５年生　稲上げ、脱穀	
１０月１５日（金）～ １０月２１日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校アウトリーチ事業ヴァイオリンデュオ公演 ・区内の柳葉ひまわりの様子	
１０月２２日（金）～ １０月２８日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・えちごくびき野１００ｋｍマラソン ・石橋町内会　花ときのこの秋まつり	
１０月２日（土）～ １０月３１日（日）	ケーブルテレビの輪　１０月号 ・大潟区　御手洗池公園完成間近 卵の花を挿し木栽培 ・吉川区　越後よしかわやったれ祭り ・三和区　お話しあったてんがの「夢買長者」	【交換番組】 期間中毎週土日 １日３回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年１１月分】

放送日	放送内容	その他
１０月２９日（金）～ １１月４日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・第６回小黒町内会体育大会 ・ツキノワグマ学習会	
１１月５日（金）～ １１月１１日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・やすらぎ荘あきまつり ・安塚小学校文化祭	
１１月１２日（金）～ １１月１８日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園運動会 ・くじら食文化を守る会ｉｎ越後やすづか スローフード味わいの饗宴	
１１月１９日（金）～ １１月２５日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚　ふれあいコンサート ◎投稿ビデオ　やすづか学園稲刈り	
１１月２６日（金）～ １２月２日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校　クジラ出前授業 ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚クリスマス親子 お楽しみ会のお知らせ ◎投稿ビデオ　高山まつり	
１１月６日（土）～ １１月２８日（日）	ケーブルテレビの輪　１１月号 ・三和区　林富永邸茅葺屋根の葺き替え お話しあったてんがの 「カワウソとキツネのよびあいっこ」	【交換番組】 期間中毎週土日 1日3回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２２年１２月分】

放送日	放送内容	その他
１２月３日（金）～ １２月９日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚中学校演劇祭 ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第３部会文化講演会 ・えちご上越農協２０１０安塚農業祭	
１２月１０日（金）～ １２月１６日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚高校安高祭 ・菱里町内会安塚ひしさと手打ちそばまつり	
１２月１７日（金）～ １２月２３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・大杉の里収蔵庫美術展 ・安塚区文化協会　ふれあい文化祭・文化展 ・雪恋まつり	
１２月２４日（金）～ １２月３０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校５年生直江津三八の市でお米を販売 ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第１部会クリスマス親子お楽しみ会	
１２月１１日（土）～ １２月３１日（金）	特別番組　第２９回安塚中学校演劇祭	期間中毎週土日 １日３回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２３年１月分】

放送日	放送内容	その他
１２月３１日（金）～ １月６日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・こだわりの新そば祭り伏野 ・安塚小学校１年生と安塚保育園年長組の交流会 ・東頸消防署から防火のアドバイス	
１月７日（金）～ １月１３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・やすづか学園収穫感謝祭 ・キューピットバレイスキー場２０１１ウインターシーズンオープン	
１月１４日（金）～ １月２０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・雪だるま物産館創業祭 ・安塚保育園クリスマス会 ◎投稿ビデオ　やすづかオープン２０１０	
１月２１日（金）～ １月２７日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園発表会 ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚杯第６回スポレック大会	
１月２８日（金）～ ２月３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第２部会しめ縄リース作り講習会 ・上越市消防団安塚方面隊出初式	
１月１日（土）～ １月１４日（金）	特別番組　安塚区文化協会芸能祭	期間中毎日３回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２３年２月分】

放送日	放送内容	その他
２月４日（金）～ ２月１０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚新年祝賀会 ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第２部会新春そば打ち講習会 ・安塚保育園５歳児からのメッセージ 「大きくなったらね・・・」①	
２月１１日（金）～ ２月１７日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園どんど焼き ・安塚区内の大雪の様子 ・安塚保育園５歳児からのメッセージ 「大きくなったらね・・・」②	
２月１７日（金）～ ２月２４日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚保育園　節分、豆まき ・ＮＰＯ雪のふるさと安塚第４部会キャンドルロード歓迎電飾設置 ・安塚保育園５歳児からのメッセージ 「大きくなったらね・・・」③ ・東頸消防署から防火のアドバイス（再放送）	
２月５日（土）～ ２月２７日（日）	ケーブルテレビの輪　２月号 ・三和区　お話しあったてんがの 「ケチ六」「人柱伝説」「子供が好きな神様」	【交換番組】 期間中毎週土日 1日3回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

安塚自主制作番組（やすづか８チャンネル）放送番組一覧

【平成２３年３月分】

放送日	放送内容	その他
２月２５日（金）～ ３月３日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・やすづか学園賽の神づくりとそば打ち体験 ・安塚保育園５歳児からのメッセージ 「大きくなったらね・・・」④　（最終回）	
３月４日（金）～ ３月１０日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・安塚小学校３年生東頸消防署見学 ・安塚スノーフェスティバルキャンドルロード	
３月１１日（金）～ ３月１７日（木）	やすづかＣＡＴＶニュース ・やすづか学園　第 15 回修学式 ・安塚保育園　ひなまつり会	
３月１８日（金）～ ３月２４日（木）		
３月２５日（金）～ ３月３１日（木）		
３月５日（土）～ ３月２７日（日）	ケーブルテレビの輪　３月号 ・三和区　お話あったてんがの 「三番目のお参り」「ほととぎす兄弟」 「かんなりさまの子ども」	【交換番組】 期間中毎週土日 1 日 3 回放送

やすづかＣＡＴＶニュース放送時間

６：４５～、　７：３０～、１０：００～、１２：３０～、１５：００～

１８：３０～、１９：３０～、２０：３０～、２１：３０～、２３：３０～

資料８

平成 23 年度安塚チャンネル番組編成方針について（案）

◎平成 23 年度番組編成の基本方針

平成 23 年 7 月の地上デジタル放送完全移行に伴い、安塚自主制作番組の放送チャンネルがアナログの 8 チャンネルからデジタルの 11 チャンネルに変わるため、通称を「やすづか 8 チャンネル」から「やすづかチャンネル」に変更する。

番組編成については、22 年度と同様の放送形態により放送を行うこととし、地域情報をお伝えする「やすづかＣＡＴＶニュース」をメイン番組として 1 週間ごとに内容を更新する。

また、安塚中学校演劇祭や芸能祭等の様子を特集番組として放送を行う。

その他、投稿ビデオの募集を随時行い、視聴者参加型の地域に根差した番組づくりを行うこととする。

◎平成 23 年度自主放送番組内容（やすづかチャンネル）

①　地域内情報番組（番組取材編集業務として外部委託予定）

・番組名「やすづかＣＡＴＶニュース」

・週 1 回金曜日更新、1 日 10 回、10 分から 30 分の番組

【ニュース的なものと定期的なコーナーの併用に取り組む】

■ニュース的な素材■

地域の催し、保育園、学校関係の行事　など

■定期的なコーナー素材■

視聴者からの投稿ビデオ

市内直営ＣＡＴＶ局の交換番組

グループ、サークル、趣味の会の紹介　など

※　毎年開催される同じ行事等を取材する際は、撮影方法や視点を変えるなどの工夫をするよう委託先へ依頼する。

※　市内直営ＣＡＴＶ局の交換番組は、1 カ月ごとの更新とすると放送の時期を逸してしまう話題が多いことから、23 年度はやすづかＣＡＴＶニュースの中に取り入れて随時放送する。

②　特別番組（委託予定先による任意制作）

・放送は概ね 1 週間単位、1 日 3 回程度の放送

【イベントの模様の全編放映やその他各種取り組み】

・安塚中学校演劇祭、安塚区芸能祭等の模様を全編放映

・小学校や中学校の総合学習などの取り組み

③　文字放送番組（行政制作）

・番組名「安塚チャンネル文字放送番組」
・地上デジタル放送への移行に伴うシステム更新により、文字放送の画面が変更
・従来の静止画放送も可能だが、基本画面は文字のスクロールによる画面に変更
・行政からの広報と地域行事等を文字情報として画面で放送
・動画放送時間帯を除く 24 時間　常時放送
・市主催、共催、後援や地元住民組織、町内会、自治会による営利目的でない行事のお知らせは、地域振興の観点から必要に応じて放送
・その他、一般的な広告放送は条例に定める所定の手続きにより放送可能

資料　９

新文字放送システム　放送画面例

三和チャンネル　▶市役所からのお知らせ　3/7[月] 15:35

最終更新：3月3日 14時34分　1／1 件目

三和区総合事務所への有線電話のかけ方

三和区総合事務所へ有線電話（ＩＰ電話）で電話をおかけになる場合は、告知端末喪失の切替ボタンで有線に切り替えてから、次の番号をダイヤルしてください。

５３２－２３２３（三和区総合事務所代表番号）

総務・地域振興グループ　５３２－２３２３

三和チャンネル　▶市役所からのお知らせ　3/7[月] 15:40

最終更新：2月14日 10時50分　1／1 件目

除雪の作業について

市内では除雪作業中の事故が多発しており、死亡事故も発生しています。　次のことに気を付けて、安全に作業しましょう。　屋根の雪下ろしのときの注意　作業は、できるだけ複数人で、声を掛け合いながら行いましょう。　屋根の

防災危機管理課（電話025-526-5111）

※三和区で試験的に作成した画面ですが、安塚区の文字放送もレイアウトは同様です。

資料 10

上越市安塚有線テレビジョン放送番組の編集に関する基本計画

1　自主番組編成上の基本方針

①　ケーブルテレビがもつ社会性、公共性の意義を認識して、地域社会に貢献することを目指す。

②　ケーブルテレビの持つ地域性を反映させ、特色あるものとする。特に当地域としては、映像系の放送メディアは初めてであり、住民の参加、協力を積極的に図りたい。

③　再送信チャンネルとの内容重複をできるだけ避ける。

④　情報の選択肢を重視し、総合チャンネルのほか、専門チャンネルの枠をできるだけ拡大して、一般のニーズに応える。

⑤　ケーブルテレビの健全な発展、維持の面から、堅実なステップを踏んで、無理のない形から出発する。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

○　やすづか８チャンネル　　１チャンネル

2　自主番組編成プラン

①　やすづか８チャンネル

上越市安塚区の自主制作番組。

上越市安塚区のトピックス、身近なニュース等を中心に、住民の生活に役立つコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、議会、健康、スポーツ、営農ほか上越市安塚区民はもとより、上越市民にかかる総合的な情報提供を行なうとともに、文字による行政情報等の提供を行なう。

②　ＪＣＶ９チャンネル

上越ケーブルテレビジョン株式会社の自主制作番組。

上越地域の身近なニュース等を中心に、上越地域全般の広域のコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、広く市民に情報提供を行なう。

③　ＪＣＶ文字放送緊急告知チャンネル

上越ケーブルテレビジョン株式会社の自主制作番組。

毎日新聞社提供の文字ニュース及び上越広域消防本部からの災害等緊急情報の提供を行なう。

④　天気チャンネル

安塚区を含む、上越地域一円（一部全国含む）の最新の気象情報を提供する。

３　自主放送使用チャンネル

使用周波数チャンネル		チャンネル名称	備考
上り	31.25～35.75MHz	テレビ中継用	
下り	8ch	やすづか８チャンネル	自主制作番組
	9ch	ＪＣＶ９チャンネル	
	11ch	ＪＣＶ文字放送・緊急告知チャンネル	
	12ch	お天気チャンネル	

４　自主放送の内容等

チャンネル	放送時間	主な番組内容	備考
8ch	0:00～24:00 (24 時間)	文字放送 行政広報 地元ニュース 住民参加番組　ほか	文字放送と VTR
9ch	〃	地元ニュース 住民参加番組 行政広報 生活情報　ほか	VTR 中心
11ch	〃	文字ニュース 議会中継 緊急災害情報	文字放送中心
12ch	〃	天気予報 国土交通省・関川河川情報	データ映像

５　放送内容一覧

区　別		周波数又は チャンネル番号		内　　容	備　　考
再送信	ＴＶ（地上アナログ）	MHｚ	CH		
			1	NHK 教育	
			3	NHK 総合	
			4	テレビ新潟	民間放送（区域内）
			5	新潟総合テレビ	民間放送（区域内）
			6	新潟テレビ 21	民間放送（区域内）
			10	新潟放送	民間放送（区域内）
	ＴＶ（CS）		2	キッズステーション	民間放送（民間衛星）
	ＴＶ（地上デジタル）		U-13ch	ＮＨＫ総合	
			U-15ch	ＮＨＫ教育	
			U-17ch	新潟総合テレビ	民間放送（区域内）
			U-19ch	新潟放送	民間放送（区域内）
			U-23ch	テレビ新潟	民間放送（区域内）
			U-26ch	新潟テレビ 21	民間放送（区域内）
	ＴＶ（ＢＳデジタル）		C-25ch／Dch	BS ジャパン	民間放送（民間衛星）
			C-26ch／Lch	BS 日テレ	民間放送（民間衛星）
			C-59ch／Lch	BS フジ	民間放送（民間衛星）
			C-57ch／Kch	NHK　BS-Hi	
			Nch	スターチャンネル	民間放送（民間衛星）
			C-58ch／Kch	NHK　BS-1	
			C-58ch／Kch	NHK　BS-2	
			C-60ch／Ech	BS 朝日	民間放送（民間衛星）
			C-62ch／Ech	BS-i	民間放送（民間衛星）
			C-63ch／Dch	BS デジタル WOWOW	民間放送（民間衛星）
			22ch／Nch	ビーエスイレブンデジタル	民間放送（民間衛星）
			24ch／Nch	トゥエルビ	民間放送（民間衛星）
	ＦＭ	76.7		FM 上越	民間放送（区域内）
		78.2		放送大学	
		81.2		FM ラジオ新潟	民間放送（区域内）
		83.6		NHK 新潟 FM	
		87.1		新潟県民 FM	民間放送（区域内）
自主放送	ＴＶ		8	やすづか８チャンネル	地域・行政情報（自主制作）
			9	JCV9 チャンネル	地域・行政情報
			11	JCV 文字放送	文字ニュース
			12	お天気チャンネル	天気予報

資料 11

上越市安塚有線テレビジョン放送番組の編集に関する基本計画（変更案）

1　自主番組編成上の基本方針

① ケーブルテレビがもつ社会性、公共性の意義を認識して、地域社会に貢献することを目指す。
② ケーブルテレビの持つ地域性を反映させ、特色あるものとする。特に当地域としては、映像系の放送メディアは初めてであり、住民の参加、協力を積極的に図りたい。
③ 再送信チャンネルとの内容重複をできるだけ避ける。
④ 情報の選択肢を重視し、総合チャンネルのほか、専門チャンネルの枠をできるだけ拡大して、一般のニーズに応える。
⑤ ケーブルテレビの健全な発展、維持の面から、堅実なステップを踏んで、無理のない形から出発する。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

○ やすづか~~8~~チャンネル　　1チャンネル

2　自主番組編成プラン

① やすづか~~8~~チャンネル

上越市安塚区の自主制作番組。

上越市安塚区のトピックス、身近なニュース等を中心に、住民の生活に役立つコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、議会、健康、スポーツ、営農ほか上越市安塚区民はもとより、上越市民にかかる総合的な情報提供を行なうとともに、文字による行政情報等の提供を行なう。

② ＪＣＶ~~9~~コミュニティチャンネル

上越ケーブルテレビジョン株式会社の自主制作番組。

上越地域の身近なニュース等を中心に、上越地域全般の広域のコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、広く市民に情報提供を行なう。

③ ＪＣＶ文字~~放送緊急告知チャンネル~~ニュース

上越ケーブルテレビジョン株式会社の自主制作番組。

毎日新聞社提供の文字ニュース及び上越広域消防本部からの災害等緊急情報の提供を行なう。

④ ＪＣＶお天気チャンネル

安塚区を含む、上越地域一円（一部全国含む）の最新の気象情報を提供する。

３　自主放送使用チャンネル

使用周波数チャンネル		チャンネル名称	備考
上り	31.25～35.75MHz	テレビ中継用	
下り	8ch／U-20ch（111ch）	やすづか~~8~~チャンネル	自主制作番組
	9ch／U-20ch（112ch）	ＪＣＶ~~9~~コミュニティチャンネル	
	11ch／U-20ch（113ch）	ＪＣＶ文字~~放送・緊急告知チャンネル~~ニュース	
	12ch／U-20ch（114ch）	ＪＣＶお天気チャンネル	

※自主放送のデジタル放送は平成 23 年 4 月 1 日より放送開始予定。

※自主放送のアナログ放送は平成 23 年 6 月 30 日で停波予定。

４　自主放送の内容等

チャンネル	放送時間	主な番組内容	備考
8ch U-20ch（111ch）	0:00～24:00 （24 時間）	文字放送 行政広報 地元ニュース 住民参加番組　ほか	文字放送と VTR
9ch U-20ch（112ch）	〃	地元ニュース 住民参加番組 行政広報 生活情報　ほか	VTR 中心
11ch U-20ch（113ch）	〃	文字ニュース 議会中継 緊急災害情報	文字放送中心
12ch U-20ch（114ch）	〃	天気予報 国土交通省・関川河川情報	データ映像

５　放送内容一覧

区　別		周波数又は チャンネル番号		内　　容	備　　考
再送信	ＴＶ（地上アナログ）	MHｚ	CH		
			1	NHK 教育	
			3	NHK 総合	
			4	テレビ新潟	民間放送（区域内）
			5	新潟総合テレビ	民間放送（区域内）
			6	新潟テレビ 21	民間放送（区域内）
			10	新潟放送	民間放送（区域内）
	ＴＶ（CS）		2	キッズステーション	民間放送（民間衛星）
	ＴＶ（地上デジタル）		U-13ch(011ch)	ＮＨＫ総合	
			U-15ch(021ch)	ＮＨＫ教育	
			U-17ch(081ch)	新潟総合テレビ	民間放送（区域内）
			U-19ch(061ch)	新潟放送	民間放送（区域内）
			U-23ch(041ch)	テレビ新潟	民間放送（区域内）
			U-26ch(051ch)	新潟テレビ 21	民間放送（区域内）
	ＴＶ（ＢＳデジタル）		C-25ch／Dch	BS ジャパン	民間放送（民間衛星）
			C-26ch／Lch	BS 日テレ	民間放送（民間衛星）
			C-59ch／Lch	BS フジ	民間放送（民間衛星）
			C-57ch／Kch	NHK　BS-Hi	
			Nch	スターチャンネル	民間放送（民間衛星）
			C-58ch／Kch	NHK　BS-1	
			C-58ch／Kch	NHK　BS-2	
			C-60ch／Ech	BS 朝日	民間放送（民間衛星）
			C-62ch／Ech	BS-i	民間放送（民間衛星）
			C-63ch／Dch	BS デジタル WOWOW	民間放送（民間衛星）
			22ch／Nch	ビーエスイレブンデジタル	民間放送（民間衛星）
			24ch／Nch	トゥエルビ	民間放送（民間衛星）
	ＦＭ	76.7		FM 上越	民間放送（区域内）
		78.2		放送大学	
		81.2		FM ラジオ新潟	民間放送（区域内）
		83.6		NHK 新潟 FM	
		87.1		新潟県民 FM	民間放送（区域内）
自主放送	ＴＶ（地上アナログ）		8	やすづか~~8~~チャンネル	地域・行政情報（自主制作）
			9	JCV~~9~~コミュニティチャンネル	地域・行政情報
			11	JCV 文字放送	文字ニュース
			12	JCV お天気チャンネル	天気予報
	ＴＶ（地上デジタル）		U-20ch(111ch)	やすづかチャンネル	地域・行政情報（自主制作）
			U-20ch(112ch)	JCV コミュニティチャンネル	地域・行政情報
			U-20ch(113ch)	JCV 文字放送	文字ニュース
			U-20ch(114ch)	JCV お天気チャンネル	天気予報

※地上アナログは自主放送（H23.6.30）、再送信（H23.7.24）に停波予定。

※キッズステーションは地上アナログ 2ch で地上デジタル移行後も放送を継続予定。

資料 12

平成２３年４月１日から

やすづかチャンネルの デジタル放送が始まります

平成２３年７月の地上デジタル放送完全移行に伴い、平成２３年４月から安塚ケーブルテレビのチャンネルが変わります。

□■□　自主放送のデジタル放送を開始します　□■□

平成２３年４月１日から、アナログ放送で放送している自主放送４チャンネル（安塚８チャンネル、ＪＣＶ９チャンネル、ＪＣＶ文字放送、ＪＣＶお天気チャンネル）のデジタル放送を開始します。

【安塚ケーブルテレビチャンネル一覧（平成２３年４月１日から）】

	リモコン番号		チャンネル名	備考
	アナログ（H23 年 6 月末まで）	デジタル		
地上放送	１	２（021）	ＮＨＫ教育	
	３	１（011）	ＮＨＫ総合	
	４	８（081）	ＮＳＴ（新潟総合テレビ）	
	５	４（041）	ＴｅＮＹ（テレビ新潟）	
	６	５（051）	ＵＸ（新潟テレビ２１）	
	１０	６（061）	ＢＳＮ（新潟総合テレビ）	
自主放送	２※	－	キッズステーション	※地デジ移行後もアナログで放送を継続
	８	１１（111）	**安塚８チャンネル**	**23 年 4 月からデジタル放送開始**
	９	１１（112）	**ＪＣＶ９チャンネル**	**23 年 4 月からデジタル放送開始**
	１１	１１（113）	**ＪＣＶ文字放送**	**23 年 4 月からデジタル放送開始**
	１２	１１（114）	**ＪＣＶお天気チャンネル**	**23 年 4 月からデジタル放送開始**

※リモコン番号はテレビ等で個別に設定にしている場合は異なります。
地上放送の他にＢＳデジタル放送ＦＭラジオ放送も放送しています。

◎すでに地上デジタル放送をご覧の場合は、それぞれのテレビやチューナーでチャンネルの再設定（再スキャン）を行う必要があります。詳しくは裏面をご覧ください。

□■□　アナログ放送は終了します　□■□

『自主放送のアナログ放送は平成２３年６月３０日』、『地上放送のアナログ放送は平成２３年７月２４日』にそれぞれ終了します。地上デジタル放送をご覧いただくには、地上デジタル放送に対応したテレビやチューナーの設置が必要です。早めの準備をお願いします。

なお、アナログ放送の２チャンネルで放送している「キッズステーション」は、平成２３年７月１日以降もアナログで放送を継続します。（選局方法は現在と同様です）

□■□　自主放送のデジタル試験放送を開始しています　□■□

平成２３年４月１日からの自主放送のデジタル放送を開始に伴い、現在、試験放送を開始しています。放送をご覧いただくにはチャンネルの再設定（再スキャン）が必要です。

★チャンネル再設定（再スキャン）方法★

① メニュー画面を表示させ「設定」に関する項目を選択します。

② 受信機の「チャンネル設定」に関する項目を選択します。

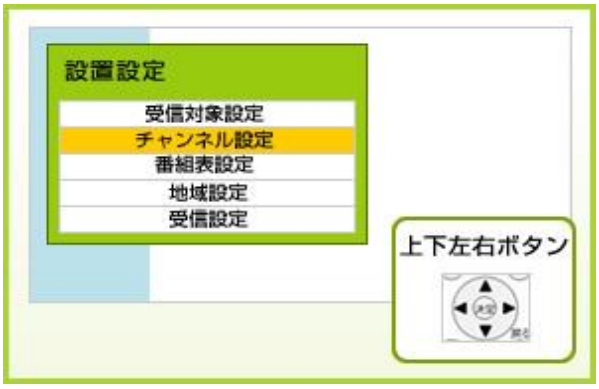

③ チャンネル設定を実施する「地上デジタル」に関する項目を選択します。

④ 「再スキャン」の項目を選択し実行します。

注）機種により操作方法は異なりますので、詳しくは取扱説明書をご覧いただくか、テレビ等を購入された販売店へご相談ください。

□■□　デジタル自主放送の選局方法　□■□

チャンネル再設定後にデジタル自主放送を視聴するには、リモコンボタンの「１１」を押して（①）から、チャンネルボタンの上・下（＜・＞、＋・－）を押して（②）、お好みの自主放送チャンネルをご覧いただけます。

また、テレビ等のＥＰＧ（電子番組表）（Ａ）から、その他のチャンネルと同じように選局することもできます。

▼お問い合わせは・・・
安塚区総合事務所　総務・地域振興グループ（電話 592-2003）

地上デジタル放送完全移行に伴う安塚ケーブルテレビ番組再編一覧

資料13

区分		番号	放送局名	放送期間					
				H23.3.30	H23.4.1	H23.6.30	H23.7.1	H23.7.24	H23.7.25 ～
アナログ放送	地上波	3	NHK				周知画面		
		1	NHK教育				周知画面		
		5	TeNY				周知画面		
		4	NST				周知画面		
		10	BSN				周知画面		
		6	UX				周知画面		
	自主放送	8	やすづか8チャンネル						
		9	JCV9チャンネル						
		11	JCV議会・文字放送						
		12	JCVお天気チャンネル						
		2	キッズステーション						
デジタル放送	地上波	011	NHK						
		021	NHK教育						
		041	TeNY						
		081	NST						
		061	BSN						
		051	UX						
	自主放送	111	やすづかチャンネル						
		112	JCVコミュニティチャンネル						
		113	JCV議会・文字放送						
		114	JCVお天気チャンネル						

が放送実施期間

市直営ケーブルテレビ施設について

資料　14

(1) 導入の目的と時代の変化

＜＜＜導入時＞＞＞

区分	整備目的
テレビ	難視聴地域の解消 【安塚・吉川】
インターネット	高速通信への対応 【安塚・吉川・三和】
防災行政無線	老朽化に伴う設備更新への対応 【安塚・吉川・三和】
その他	地域コミュニティの構築 【安塚・吉川・三和】
	雪害に強い情報通信基盤の整備 【安塚・吉川】

旧町村が抱える課題を一体的に解消できる優れた施設として先駆的に導入し、地域における快適な情報通信基盤が確保された。

＜＜＜現状＞＞＞

○ 近年の急速な技術革新により、市内においても様々な放送・通信サービスが民間主導のもと飛躍的に普及しつつある。

○ 専門的な知識や技術の高度化が進み、市で適切なサービスの提供を維持することが、年々難しい状況となってきている。

(2) 運営状況

＜＜＜H19～21 の収支（支出－収入）＞＞＞

区分	収支状況
【三和区】 H16.4 月開局 加入率 85.7%	*設備更新費を含めた年間の平均損失額は、* （三和区）*△3,300 万円* （安塚区）*△4,000 万円* （吉川区）*△4,700 万円* *３区合計年間損失額* *１億２,000 万円* *※加入者一世帯当たり* *年間３万円の赤字*
【安塚区】 H17.3 月開局 加入率 97.5%	
【吉川区】 H18.1 月開局 加入率 88.3%	

事業収入を大きく上回る運営経費が必要な施設であり、毎年の損失額（赤字）は、市の予算（各区の地域事業費）で補っている。

＜＜＜今後の収支予測＞＞＞

○ 収入は、過疎・高齢化による人口の自然減に伴い加入者数も減少していくことから、収入減は必至。

○ 支出は、施設整備後 10 年が経過した頃から設備の修繕や更新が増加することから、支出増は必至。

(3) 課題と今後の見通し

＜＜＜課題＞＞＞

◇ 運営に関しては、現状の事業収入では通年の運用経費を賄うことができず、永続的に累積赤字が膨らんでいく状況。

◇ 施設及びサービスに関しては、設備の維持管理・更新に充てる財源が確保されていない状況。

◇ 地域の情報化に関しては、ケーブルテレビを市が運営していることにより、民間の通信事業者の参入が周辺地域に比べて遅れている状況。

＜＜＜今後の見通し＞＞＞

施設の維持管理費を料金収入で賄うため、基本サービスの月額利用料金を 5,000 円程度まで値上げする必要がある。

情報通信技術の高度化に合わせた運用を市で維持していくことが困難であり、サービスを縮小する必要がある。

（参考）

テレビ放送サービス	月額利用料金
上越市　（10 ﾁｬﾝﾈﾙ）	1,700 円
上越ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱（22 ﾁｬﾝﾈﾙ）	3,045 円

長期安定的にケーブルテレビを続けていくために（案）

（　現　在　）　→→→→　施設譲渡　→→→→　（　見直し後　）

市営ケーブルテレビ施設

市

- 基本（テレビ）サービス　＜1,700 円＞
- インターネット接続サービス　＜1,500 円～4,000 円※1＞
- ＩＰ電話サービス　＜無料＞
- 告知放送サービス　＜300 円＞
- 地域コミュニティ放送　＜基本サービスに含む＞

平成27年3月末までに見直しを実施

民営ケーブルテレビ施設

民

- 基本（テレビ）サービス　＜3,000 円程度＞
- インターネット接続サービス　＜1,000 円～6,000 円程度※1＞
- ＩＰ電話サービス　＜継続の方向で検討＞

◆ケーブルテレビと切り離して対応・検討

市

- 告知放送サービス　＜防災行政無線等へ切替（無料）＞
- 地域コミュニティ放送　＜別途検討※2＞

※1　インターネット接続サービスは、通信速度 1.5Mbps～30Mbps を想定。

※2　地域コミュニティ放送については、これまでの各区の取組を活かし、地域の話題や行政・防災情報などを市全体のコミュニティ放送として発信する仕組みを別途検討する。

別　冊

資料　15

ケーブルテレビ事業の見直しについて

（長期安定的に運用していくための業務改善と経営のあり方）

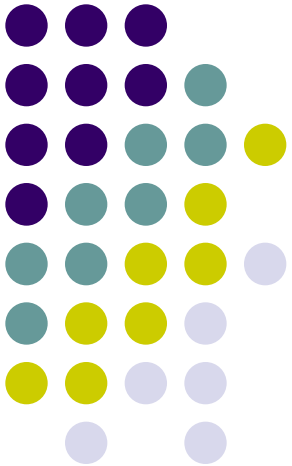

上　越　市

（平成23年3月）

1. 導入経緯と事業費

区　分	導　入　目　的
テレビ	難視聴地域の解消（安塚区・吉川区）
防災行政無線	老朽化に伴う設備更新への対応（3区）
インターネット	高速通信への対応（3区）
その他	高度情報化への対応（3区） 地域コミュニティの構築（3区） 雪害に強い情報通信基盤の整備（安塚区・吉川区）

（　単位：千円　）

地区名	開局日	総事業費	国	県	市	受益者
三和区	平成16年4月	544,876	128,000	64,000	352,876	ー
安塚区	平成17年3月	506,550	113,575	56,787	336,188	ー
吉川区	平成18年1月	681,294	120,000	50,000	436,774	74,520
計		1,732,720	361,575	170,787	1,125,838	74,520

2. 提供サービスと月額利用料金

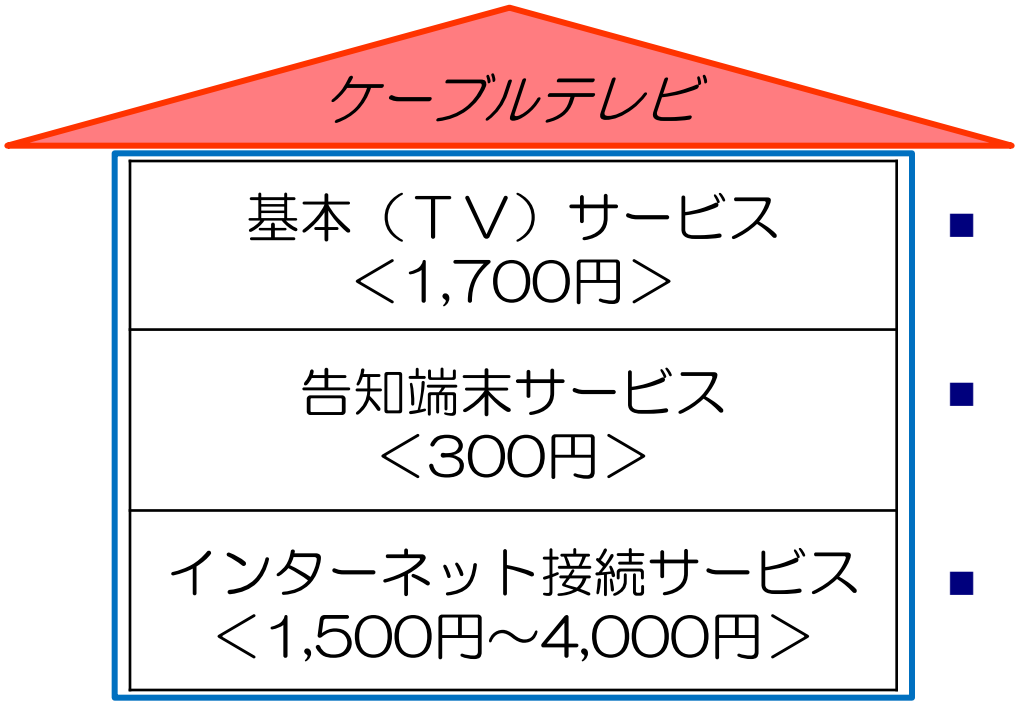

- 地上波テレビ放送の再送信、自主放送番組の放送
- 行政情報や防災情報の音声放送、IP電話
- 通信速度　1.5Mbps、10Mbps、30Mbps

※　主な自主制作番組

番組名	内　容
やすづかCATVニュース（安塚区）	地域の話題 行政情報や防災情報（緊急連絡） 投稿ビデオなど
おらったりの出来事（吉川区）	
週刊トキメキさんわ情報便（三和区）	

3．市内で提供されている情報サービス

情報サービス名	主な利用手段や提供先	特記事項
テレビ	・屋根等に設置する個別アンテナ ・ケーブルテレビ（JCV・市） ・携帯電話（ワンセグ） ・インターネット（ひかりTV） ・衛星（BS・CS）	◆これまでのテレビ・携帯電話・インターネットという個別の利用から、近年の急速な技術革新により、テレビでインターネットが利用できたり、携帯電話でテレビが視聴できるなど、一つの機器で様々なサービスが利用できる高機能型の家電製品として、日常生活に溶け込む時代へと変わりつつある。 ◆今後は、更に様々な機器と接続され、多種多様な用途に利用可能となることが想定されることから、情報通信サービスを提供する者は、高度な技術力に基づいた適切な管理・運用が不可欠となる。
携帯電話	・NTTドコモ ・au ・ソフトバンクモバイル ・イーモバイル ・ウイルコム（PHS）	
インターネット	・ケーブルテレビ（JCV・市） ・電話回線（ISDN・DSL） ・光回線（FTTH） ・携帯電話（スマートフォン・・・）	

※　上記サービス等については、市内全域で利用できるものではない。

4. 加入状況の推移

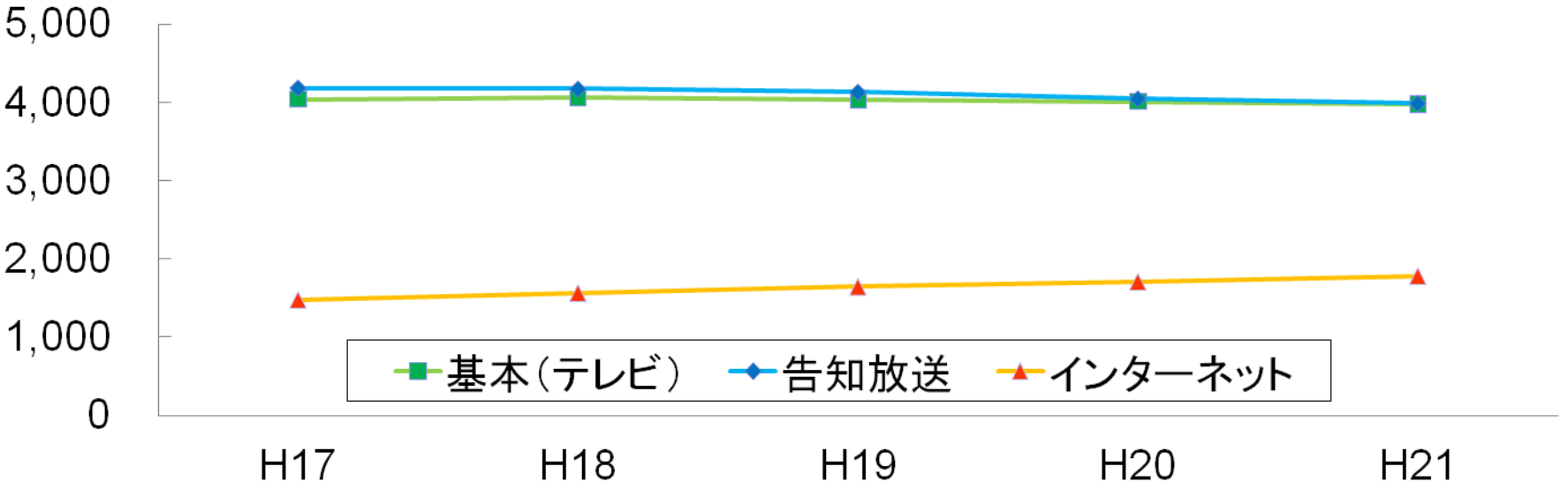

※ 内訳

年　度 [総世帯数]	H17 [4,460]	H18 [4,451]	H19 [4,480]	H20 [4,464]	H21 [4,436]
基　本 サービス	4,040 (90.6%)	4,064 (91.3%)	4,033 (90.0%)	4,009 (89.8%)	3,975 (89.6%)
告知端末 サービス	4,185 (93.8%)	4,173 (93.8%)	4,131 (92.2%)	4,046 (90.6%)	3,987 (89.9%)
インターネット 接続サービス	1,477 (33.1%)	1,564 (35.1%)	1,643 (36.7%)	1,706 (38.2%)	1,777 (40.1%)

5. 事業収支の推移

⑴ 市の予算上の収支状況（設備更新費や人件費を除く）

（単位 ： 千円）

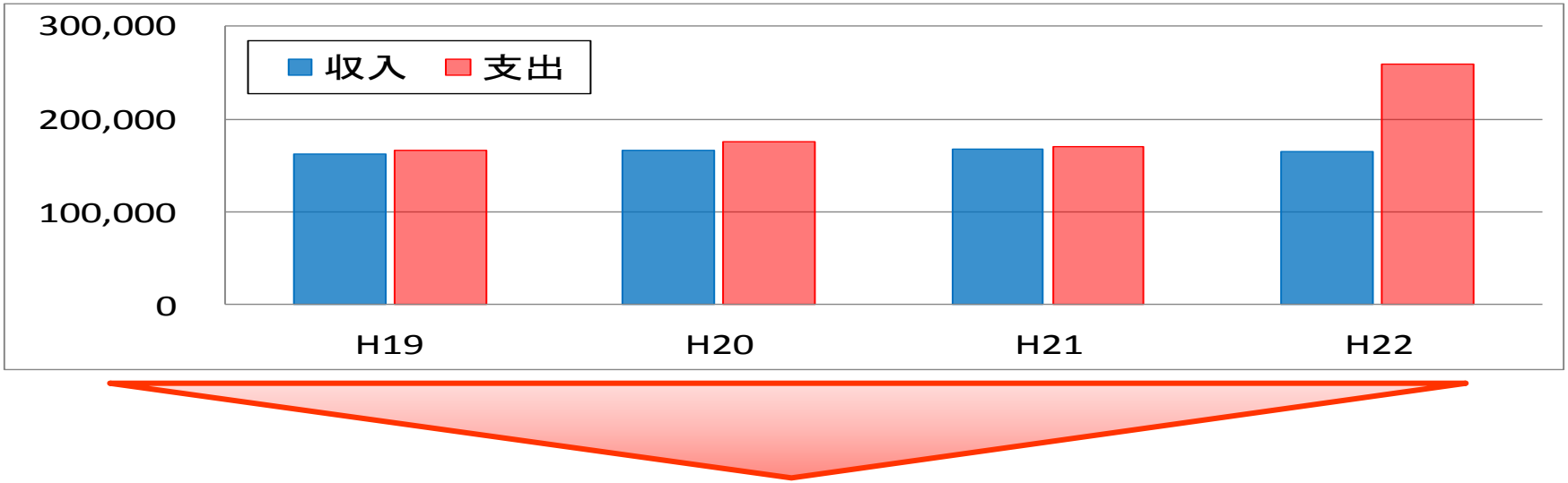

⑵ 上記の収支状況に設備更新費を含めた試算

（単位 ： 千円）

区　分	H19（実績）	H20（実績）	H21（実績）	H22（見込）
収　入	163,164	166,975	167,796	164,937
支　出	282,326	291,980	285,838	291,631
差　引	-119,162	-125,005	-118,042	-126,694

◎　将来的な設備更新費を含めて試算した場合、3区合計の年間収支は毎年1億2,000万円の赤字であり、一世帯当たり3万円の負担が必要となる。

6. 人口の推移(将来推計人口)

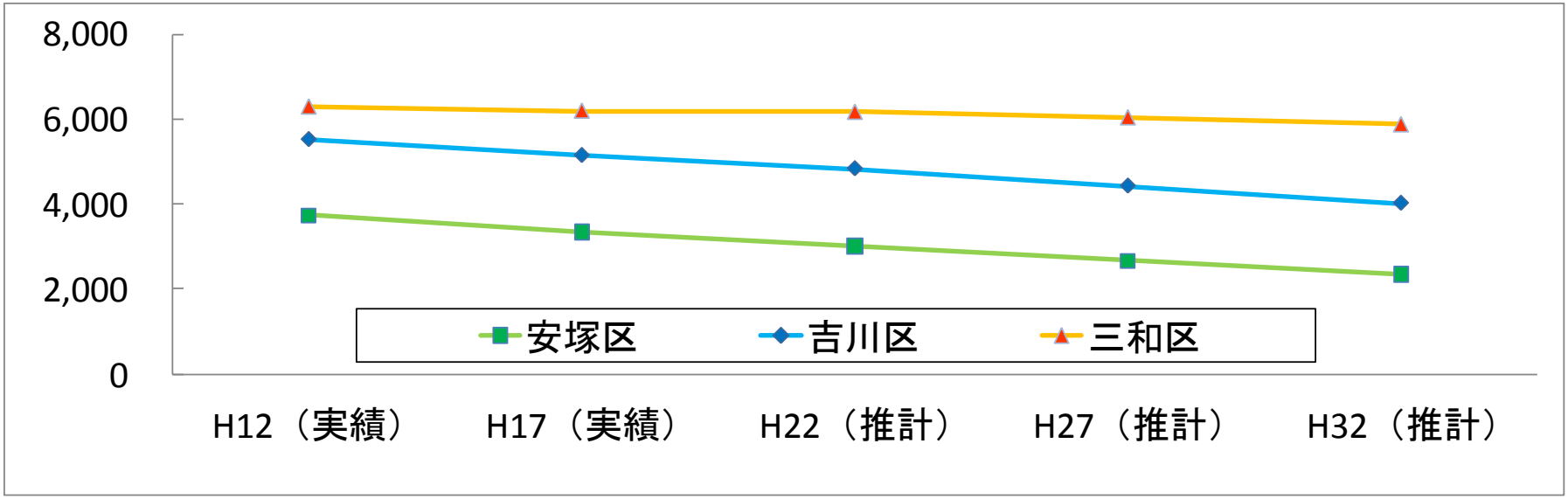

※ 内訳

（単位：人）

	H12(実績) [2000年]	H17(実績) [2005年]	H22(推計) [2010年]	H27(推計) [2015年]	H32(推計) [2020年]
安塚区	3,733	3,340	3,014	2,669	2,346
吉川区	5,516	5,142	4,831	4,424	4,020
三和区	6,284	6,190	6,163	6,037	5,877
上越市全体	211,870	208,082	203,884	197,060	188,838

7. 今後の収支予測(推計)

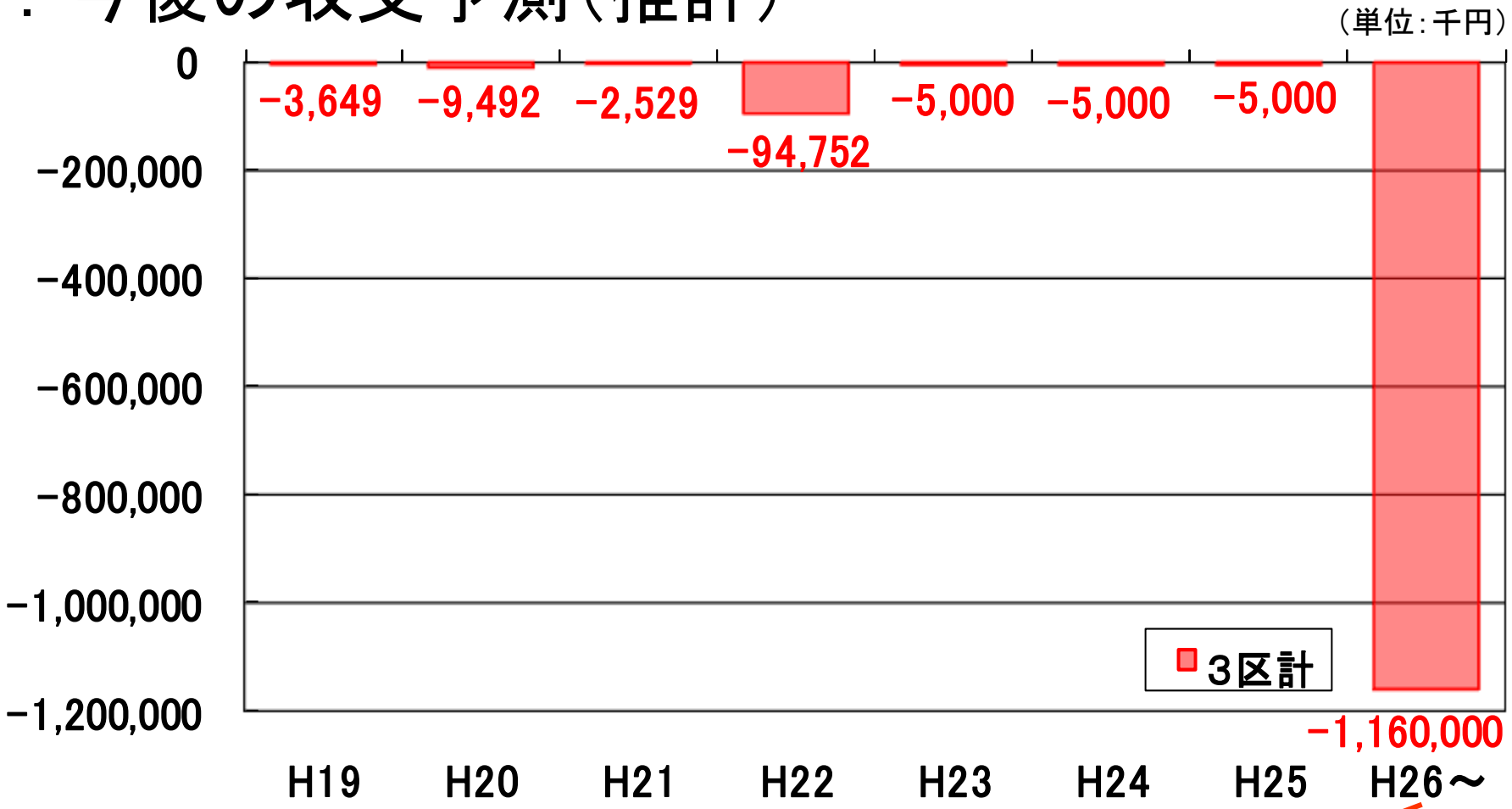

【今後の施設改修(見込み)】

- 地デジ対応の設備改修(H21・H22)
- ヘッドエンド等の設備更新(H26～H28)

8. 市直営を継続するために必要な料金（試算）

(1) 概算年間必要経費（３施設合計）

経費区分	支出金額	備考
A. 設備更新費（＝減価償却費）	115,514,000円	建設事業費の2/3を10年で積立（償却）
B. 運営経費	110,840,000円	基本サービスの概算運営経費
C. 人件費	―	
計	226,354,000円	

(2) 基本サービスの概算料金

年間必要経費		加入世帯数				月額利用料金
226,354,000円	÷	3,900世帯	÷	12か月	＝	4,836円

(3) 基本サービスの料金改定（案）

現行料金 a	改定料金 b	値上げ額(b－a)
1,700円	4,800円	3,100円 増

※ 参考：上越ケーブルビジョン㈱の放送サービス基本月額利用料金【 3,045円 】

９．事業継続に向けた課題

- 現状のサービス内容・料金体系による収入では、施設を維持管理していくことができず、永続的に損失だけが増えていく状況にある。
- 施設の老朽化による設備更新費が確保できていないなど、現状のサービスを継続していくためには、基本サービスの月額利用料金を5,000円程度まで値上げする必要がある。
- 市の管理・運営体制では、近年の多様化するニーズや技術レベルの高度化に合わせた対応を維持していくことが困難な状況にある。
- ケーブルテレビ施設を市が直接運営していることにより、民間の通信事業者の参入を妨げている状況にある。

10. ケーブルテレビを取り巻く近隣地域の状況

地　区	状　　況
上越市	■ 安塚･吉川･三和は、旧町村で整備決定（市直営） ■ 大潟･頸城･板倉の一部は、旧町村で整備決定（JCV運営） ■ 合併前の上越市の一部（JCV運営） ■ 大島･牧･柿崎･中郷･清里は、合併後にケーブルテレビ整備計画を廃止
十日町市	■ 事業者選定委員会においてケーブルテレビ方式不採用
妙高市	■ 市内全域をケーブルテレビ整備（JCV運営）
糸魚川市	■ 加入意向調査に基づき、ケーブルテレビ整備計画を廃止

□ ケーブルテレビは、放送と通信を一体的に提供できる優れた施設であるが、近年の技術革新・制度改革により、放送・通信サービス自体が急速に進展している段階にあり、サービスの効用は今後ますます高まると想定されることから、情報化への対応力という観点での将来性は期待できない。（平成19年11月：大島区・柿崎区の情報通信基盤整備に関する専門家意見書要約）

11. 長期安定的な運営への転換＜見直し案＞

【市の考え方】

- ケーブルテレビなどの情報通信基盤を利用して提供する放送・通信サービスは、その多くが民間によって提供されており、市の役割としては情報格差の解消を図るため、必要な情報通信基盤の整備を支援することである。
- 市内には、放送・通信サービスを提供する民間事業者が数多く参入しており、民間ケーブルテレビ局も存在することから、永続的な市直営に拘ることなく、ケーブルテレビに精通した団体等に運営を任せていく方向性が妥当と考える。
- なお、市直営で運営を継続する場合は、市内におけるテレビやインターネットの利用に関する公平性や平等性を鑑み、利用者となる受益者の負担の範囲による運営を原則に見直す必要がある。

＜＜見直し案＞＞

◆　平成27年3月末までに市直営を見直し、施設を民間に譲渡する。（放送・通信サービスを民間事業者が提供）

12. 見直し案（概略図）

平成27年3月末までに見直しを実施［完全民営化］

補助事業を活用した施設であり、財産処分に一定の制限あり

ケーブルテレビ施設の譲渡
三和区H16→H26
安塚区H17→H27
吉川区H18→H28

加入者の負担軽減措置として一定期間の現行料金体系の維持

【民間事業者による運営】

□ケーブルテレビ施設
- ◆ 施設の安定稼働を継続できる事業実績と企業体力を持つ事業者を選定
- ◆ 施設を無償譲渡

□サービス
- ◆ 放送・通信サービス
- ◆ ＩＰ電話は継続の方向で調整

□料金体系
- ◆ 各種サービスの内容・料金は、サービス提供事業者が設定（地域の意向を踏まえて協議）

□防災行政無線・ラジオへの切替
- ◆ 告知放送サービスは廃止

□地域コミュニティ放送
- ◆ 地域独自チャンネルは廃止し、市全体の広域的な情報発信を別途検討

13. 今後のスケジュール（年度別計画）

年　度	内　　容
21年度	■ 各地域協議会でケーブルテレビ事業の勉強会を実施
22年度 23年度	■ 地域協議会へ市の見直し案を提示・協議 ■ 町内会への説明・意見集約 ■ 譲渡先候補者の選定 ■ 見直し案の決定（平成24年3月末まで） *※地域へ進捗状況を報告・相談*
24年度 ～ 26年度	■ 地域の意向を整理（譲渡条件の整理） ■ 譲渡先候補者を決定（基本協定の締結） ■ 譲渡条件等の調整 ■ 施設を民間事業者に譲渡・供用開始（平成27年3月末まで） *※地域へ進捗状況を報告・相談*

□ 今後のスケジュールに関しては、地域の状況変化や譲渡先となる相手側の意向などにより変更が必要となる場合もあることから、地域へ報告・相談した中で適切な時期を逃すことなく、着実に取り組む必要がある。

14. 参考

ブロードバンド環境の整備状況[概要]

（平成22年10月末現在）

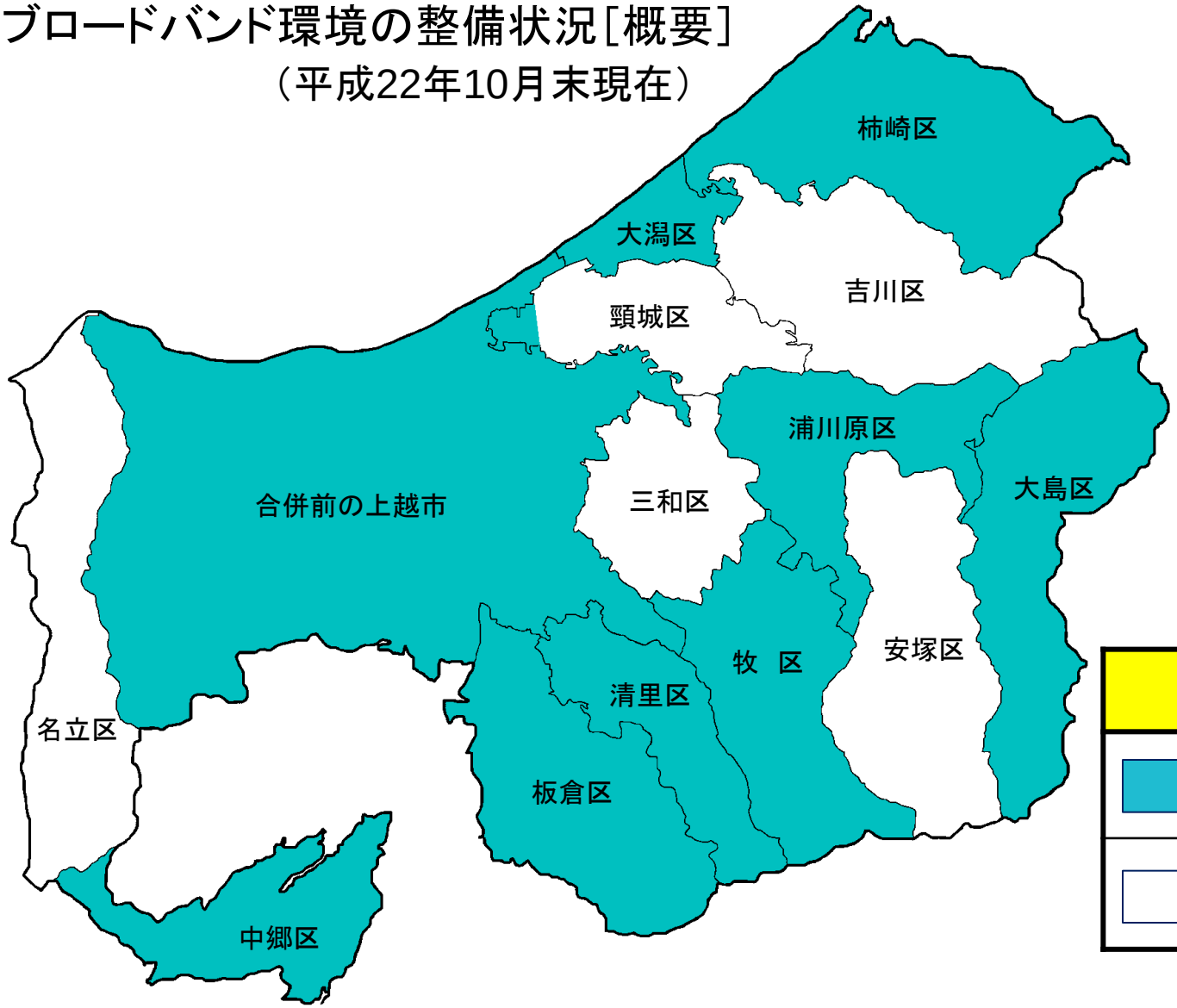

凡　例	
	＜100M　光ファイバ＞ NTT・JCVが提供
	＜50M以下＞ADSL・CATV NTT・Yahoo・JCV・市

資料　16

ＮＨＫのＢＳ再編について

　ＮＨＫの衛星放送は、平成２３年４月１日に新しい２つのチャンネルに生まれ変わります。チャンネル名は「ＢＳ１」と「ＢＳプレミアム」となります。

「ＢＳ－１」

〇新しいＢＳ－１（ビーエスワン）は、これまでのチャンネルを引き継いだ国際情報とスポーツ中心のチャンネルです。
〇海外の最新情報をこれまで以上にライブにこだわってお届けします。
〇スポーツでは、ＭＬＢやＮＢＡ、ＮＦＬ、プレミアリーグ等、注目の中継を臨場感たっぷりに伝えます。

「ＢＳプレミアム」

〇ＢＳプレミアム（ビーエスプレミアム）は、本物志向の教養と娯楽のチャンネルです。
〇地球の息吹を体感していただける美しい映像や、迫力のサウンドなど、多彩な番組をお届けします。
〇高品質の「こだわり」チャンネルをダイレクトにアピールするために「ＢＳプレミアム」と名付けました。

「ＣＡＴＶ連盟信越支部　技術委員会 会議資料より抜粋」